

確定申告・住民税申告会場および日程

三角町・小川町・不知火町・豊野町では、申告期間を設定していますのでご確認ください。
会場が混雑しないように校区割を行っています。ご都合の悪い方は、ご都合の良い日に最寄りの会場にて申告をお願いします。

受け付け時間は、午前 = 9時～11時、午後 = 1時～4時です。

※消費税および譲渡所得の申告の必要な人は、宇土税務署での申告をお願いします。

宇城市申告会場・校区割予定表

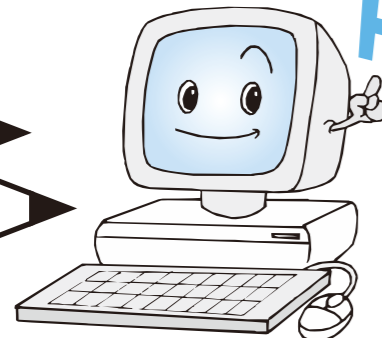
平成20年

松橋町・全市内			三角町・小川町・不知火町・豊野町										
月	日	曜日	校区	申告会場	校区	申告会場							
2	18	月	豊川	宇城市役所新館・第2大会議室	2	18	月	郡浦	三角センター 2階ホール				
	19	火				戸馳							
	20	水				大岳 三角 みなと							
	21	木	松橋			21	木	小川支所2階 大会議室					
	22	金				小野部田							
	25	月				海東							
	26	火	豊福			26	火	小川支所2階 大会議室					
	27	水				小川							
	28	木				河江							
29	金	当尾	3	月	松合	農業就業改善 センター							
3	月		豊野	4			火	豊野支所2階 会議室					
4	火			豊野			5		水				
5	水				豊野	6	木						
6	木					豊野	7		金				
7	金			豊野			10		月				
10	月				豊野		11		火				
11	火					豊野	12		水				
12	水			豊野			13		木				
13	木	豊野			14		金						
14	金		豊野		17	月							
17	月			豊野	17	月	豊野						
18	月	豊野			18	月							
19	火		豊野		19	火							
20	水			豊野	20	水							
21	木	豊野			21	木							
22	金		豊野		22	金							
25	月			豊野	25	月							
26	火	豊野			26	火							
27	水		豊野		27	水							
28	木			豊野	28	木							
29	金	豊野			29	金							
3	月		全市内		3	月	不知火	不知火支所 2階会議室					
4	火			不知火	4	火							
5	水	不知火			5	水							
6	木				不知火	6			木				
7	金					不知火			7	金			
10	月								不知火	10	月		
11	火									不知火	11	火	
12	水										不知火	12	水
13	木											不知火	13
14	金		不知火				14	金					
17	月			不知火			17	月					



◎申告期間中は宇土税務署においても確定申告会場が設置され申告できます。

◎お問い合わせは、税務課市民税係まで。☎32-1111 (内線 1172、1173、1174)



HP インターネットでらくらく確定申告!

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) で確定申告書を作成し、プリンタで印刷(白黒印刷でも可)したものを添付書類とともに税務署へ提出できます。(郵送でも提出可)

【郵送先】〒869-0493 宇土市北段原町15番地 宇土税務署
お問い合わせは
■宇土税務署 ☎22-0410 ■税務相談室 ☎096-355-0014

所得 税 市 県 民 税 申告はお早めに!

申告期間(土・日・祝日を除く)
 所得税 2月18日(月)～3月17日(月)
 贈与税 2月 1日(金)～3月17日(月)
 個人事業者の消費税および地方消費税の納付期限 3月31日(月)

今年も確定申告の時期が近づいてきました。準備はお済みですか? 申告の期限が間近になりますと、会場が大変混雑するため、提出まで長時間お待ちいただく場合もあります。申告書はできるだけ自分で書いて、早めにご提出ください。

- ### 申告が必要な人
- 平成20年1月1日現在、宇城市内に住所のある人で、前年中の状況が次に該当する人です。ただし、所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は必要ありません。
 - ① 営業・農業・不動産・配当・雑(年金含む)などの所得のあった人
 - ② 給与所得者で次に該当する人
 - ◆ 勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人
 - ◆ 前年に中途退職された人
 - ◆ 2カ所以上から給与の支払いを受けた人
 - ③ 公的年金や給与の源泉徴収票記載のほかに社会保険料控除、生命・地震保険料控除、扶養控除、医療費控除などを受ける人や変更のある人

- ### 申告に必要なもの
- ① 申告書
 - ② 印かん
 - ③ 給与・年金などの源泉徴収票(原本)
 - ④ 営業・農業・不動産所得などの収支内訳書(収入金額と必要経費の内容が記載済みのもの)
 - ⑤ 各種所得控除(社会保険料、生命・地震保険料、医療費など)の支払証明書領収書など
 - ⑥ 医療費控除を受ける人は、事前に医療費控除用封筒(税務署・市役所・各申告会場に備え付け)で医療費を計算し、申告時に提出してください。
 - ⑦ 住宅借入金等特別控除を受けられる人は、その必要書類
 - ⑧ 所得税の還付を受けられる人は、本人名義の金融機関名、口座番号がわかるもの